

令和2年5月定例
四万十町教育委員会
会議資料

日 時：令和2年5月13日（水）午前9時00分

場 所：四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名

- 4 議 題
 - ① 教育長職務代理者の指名について
 - ② 承認第1号 専決処分の承認について（会計年度任用職員の任用（発令）の承認）
 - ③ 承認第2号 専決処分の承認について（図書館協議会委員の委嘱）
 - ④ 承認第3号 専決処分の承認について（指定校区外就学の承認）
 - ⑤ 議案第1号 四万十町教育研究所運営委員会委員の委嘱について
 - ⑥ 議案第2号 四万十町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について

- 5 協議事項

- 6 報告事項
 - ① 四万十町少年補導センター少年補導員について
 - ② 5月連休明けの児童・生徒の出席状況について

- 7 その他
 - ① 教育委員会関係職員名簿・事務分担表について

教 育 長	山脇 光章
委 員	坂本 維子、 石崎 豊史、 佐々倉 愛、 横山 順一
事 務 局	浜田 章克、 林 瑞穂、 西谷 典生、 東 孝典、

教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 13 条第 2 項の規定に基づき、教育長の職務を代理する委員を下記のとおり指名する。

令和 2 年 5 月 1 3 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 3 条第 2 項の規定により、あらかじめ教育長の職務を代理する委員

委員の氏名

参考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）抜粋
（教育長）

第十三条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

承認第1号

専決処分の承認について

令和2年4月17日付け及び令和2年5月1日付け教育委員会会計年度任用職員の任用（発令）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和2年5月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

専 決 書

令和2年度 教育委員会会計年度任用職員の任用（発令）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和2年4月17日

四万十町教育長 川上 哲男

記

令和2年度 教育委員会関係会計年度任用職員（専決）

令和2年4月17日発令

学校教育課

任用期間：令和2年4月17日～令和3年3月31日

所 属	業務内容	氏 名	住 所	備考
興津小学校	放課後学習指導員	竹添 賀代	■■■■■■■■■■	

専 決 書

令和2年度 教育委員会会計年度任用職員の任用（発令）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和2年5月1日

四万十町教育長 川上 哲男

記

令和2年度 教育委員会関係会計年度任用職員（専決）

令和2年5月1日発令

生涯学習課

任用期間：令和2年5月1日～令和3年3月31日

所 属	業務内容	氏 名	住 所	備考
窪川地域子育て 支援センター	調理員	田井 須磨子	■	

参考

四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則 (平成18年教育委員会規則第4号) 抜粋

(委任)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第25条第1項の規定に基づき、四万十町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- (1) 教育行政の基本方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (6) 法第26条の規定による点検及び評価に関すること。
- (7) 法第29条に規定する意見の申出に関すること。
- (8) 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (9) 教科書の採択に関すること。
- (10) 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- (11) 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- (12) 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- (13) 文化財の町指定に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

第3条 教育長は、緊急の場合には、第1条各号に規定する事務を専決することができる。

(委員会への報告)

第4条 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- (1) 第1条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- (2) 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

承認第2号

専決処分の承認について

図書館協議会委員の委嘱について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

専 決 書

四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和2年4月1日

四万十町教育長 川上 哲男

記

四万十町立図書館設置条例（平成18年3月20日条例第175号）第7条の規定に基づき、令和2年3月24日開催の臨時教育委員会で承認され、令和2年4月1日付けで委嘱する図書館協議会委員に加え、四万十町小学校校長会から学校教育の関係者として推薦があった者を、同日付けで図書館協議会委員に委嘱する。

委嘱期間 令和2年4月1日 ～ 令和4年3月31日

選出基準	委員氏名	備考
学校教育の関係者	岡田 実智男	十川小学校長 (四万十町小中学校図書主任会長)

参考

四万十町立図書館設置条例（平成 18 年四万十町条例第 175 号）

（図書館協議会）

第 7 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、図書館に、図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、委員会が任命する。

- （1）学校教育及び社会教育の関係者
- （2）家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3）学識経験のある者

3 委員の定数は、5 人以内とする。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

四万十町図書館協議会委員

（任期：令和 2 年 4 月 1 日 ～ 令和 4 年 3 月 31 日）

職名	氏名	住所	備考
委員	武内 文治	■■■■■■■■■■	
委員	金子 仁	■■■■■■■■■■	
委員	竹村 君子	■■■■■■■■■■	
委員	刈谷 明子	■■■■■■■■■■	
委員	岡田 実智男	十和川口 5 0 5 - 1 (十川小学校)	

承認第3号

専決処分の承認について

指定校区外就学について、別紙のとおり四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和2年5月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

専 決 書

指定校区外就学申請の承認について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和2年4月15日

四万十町教育長 川上 哲男

記

指定校区外就学申請の取り扱いについて

令和2年4月15日付で、四万十町[] 保護者 [] から [] 小学校への指定校区外就学申請書が提出されたので、下記のとおり承認する。

令和2年4月15日

四万十町教育長 川上 哲男

記

- 1 児童生徒名 [] 学校第[]学年
- 2 保護者氏名 []
- 3 住民登録地 四万十町[]
- 4 就学指定校 []学校
- 5 就学 校 []学校
- 6 期 間 令和2年4月10日 ～ 令和3年3月31日
- 7 事 由 []しばらくの間、母の実家に転居することとなったが、[]学年であることから、在籍していた[]学校への就学を希望している。
通学については、保護者又は祖父母が送迎する。

校区外就学基準 NO1（学期途中の転居）

参考

四万十町立小学校及び中学校における校区外就学に関する取扱要綱【抜粋】

(校区外就学)

第2条 四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、児童生徒の保護者から教育委員会が指定する小学校又は中学校（以下「指定校」という。）の変更を希望する旨の申請がなされた場合で、別表に掲げる基準のいずれかに該当するときは、指定校の変更をすることができる。

(申請)

第3条 前条の規定により指定校の変更を希望する保護者は、指定校区外就学申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、教育委員会に申請しなければならない。

(承認)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請書を受理したときは、申請書及び添付書類の内容を審査し、適当であると認められたものについて、指定校の変更を承認するものとする。

別表（第2条関係）

校区外就学基準

No.	区分	事由	対象者	期間	備考（添付書類等）
1	学期途中の転居	四万十町内への転居で、引き続き在籍していた学校に就学させたい場合	小・中 全学年	当該学年の 終了まで	・校区外就学協議書（様式第3号）
2	留守家庭	勤務等により、児童の帰宅時に保護者等が不在であり、児童を祖父母宅、知人、学童保育等へ預けるため、預かり先の住所地の指定校に就学させたい場合	小全学 年	当該学年の 終了まで （1年更新）	・預かり承諾書（様式第4号） ・在職証明書（様式第5号）
3	転居予定	新築等により、完成後又は購入後の転居が確実であり、転居予定先の指定校に就学させたい場合	小・中 全学年	転居日まで （原則6か 月以内）	・校区外就学協議書（様式第3号） ・建築確認申請書、売買契約書、入居契約書等の転居を確認できる書類
4	住民票のみの異動（住宅融資等）	住民票が居所に無い場合	小・中 全学年	転居日まで （原則6か 月以内）	・校区外就学協議書（様式第3号） ・建築確認申請書等の住宅建築を確認できる書類 ・居住証明書（様式第6号） 又は居住を確認できる書類
5	教育上等の配慮	いじめ、不登校、健康上等の理由により校区外就学が適当であると教育委員会が認めた場合	小・中 全学年	必要と認められる期間	・校区外就学協議書（様式第3号） ・通学を希望する学校長の意見書又は関係機関の意見書等 ・医師の診断書（必要と認められる場合）
6	地理的な理由	学校との距離により教育委員会が特に校区外就学が適当であると認めた場合	小・中 全学年	卒業時まで	
7	その他の事情	No.1から6までに掲げる事由のほか、教育委員会が特に校区外就学が適当であると認めた場合	小・中 全学年	必要と認められる期間	・校区外就学協議書（様式第3号） ・事由要件による。

議案第 1 号

四万十町教育研究所運営委員会委員の委嘱について

四万十町教育研究所管理規則（平成 18 年教育委員会規則第 8 号）第 7 条に基づく四万十町教育研究所運営委員会委員を別紙のとおり委嘱することについて、委員会の意見を求める。

令和 2 年 5 月 1 3 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

令和2年度 四万十町教育研究所運営委員会委員名簿（案）

選出区分	氏名	所属	備考
学校長	坂本 益英	興津小学校	校長会長
教頭	高石 学	窪川小学校	教頭会長
PTA	山本 大輔	十川小学校PTA	P連会長
	下司 康弘	東又小学校PTA	P連副会長
教諭	山下 香織	窪川小学校	教諭代表
	今村 卓朗	窪川中学校	教諭代表
学識経験者	石崎 豊史		教育委員 元教育相談員
	戸田 晶秀		前四万十町教育研究所長

委嘱期間 令和2年5月13日 から 令和3年3月31日

参考

四万十町教育研究所管理規則（平成 18 年教育委員会規則第 8 号）抜粋

（運営委員会）

第 7 条 研究所の円滑な運営を図るため、研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、研究所の事業計画、調査研究課題その他運営に関する重要事項について審議し、所長に助言する。

3 運営委員は、次の区分により委員会が委嘱する。

学校長 1 人

教頭 1 人

教諭 2 人

学識経験者 2 人

P T A 2 人

計 8 人

4 運営委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員補充によって新たに委嘱された運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議案第 2 号

四万十町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について

四万十町立小学校及び中学校設置条例（平成 18 年四万十町条例第 166 号）の一部を下記のように改正することについて、委員会の意見を求める。

令和 2 年 5 月 1 3 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

議案第 号

四万十町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について

四万十町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例

四万十町立小学校及び中学校設置条例（平成 18 年四万十町条例第 166 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 四万十町立家地川小学校の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

■議案第 号 四万十町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について

【要旨】

平成22年度末をもって休校となった家地川小学校の校舎については、管理を地元の四万十オルモ組合に委託し、また、今後の活用方法等については地域に検討のお願いをしてきましたが、この度、校舎1階を集落活動センター、2階を町営の簡易宿泊施設に改修し雇用の確保と併せ地域の活性化に繋がる取組みを実施することとなりました。

昨年から経過・概要等について、説明を行ってきた結果、地域の住民から活用についての理解と廃校についての同意をいただきましたので、条例で規定している小学校から家地川小学校を除外するため、一部改正を行います。

【改正の内容】

小学校の名称及び位置を規定している別表第1から家地川小学校を削除します。

【新旧対照表】

四万十町立小学校及び中学校設置条例（平成18年3月20日条例第166号）			
改正後		改正前	
(略)		(略)	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
四万十町立口神ノ川小学校	四万十町口神ノ川208番地	四万十町立口神ノ川小学校	四万十町口神ノ川208番地
四万十町立若井川小学校	四万十町若井川531番地	四万十町立家地川小学校	四万十町家地川689番地3
(略)	(略)	四万十町立若井川小学校	四万十町若井川531番地
(略)	(略)	(略)	(略)